

# 令和5年度 焼津市災害時初動訓練 実施計画

焼津市 防災部 地域防災課

## 1 目的

地震発生後、市民は自身の安全確保行動並びに避難行動を身につけることを目的とし、自主防災会は1年間の課題探究・振り返りを行うことを目的として令和6年度の新防災役員と共に、訓練を実施する。沿岸部においては、津波避難行動を実施することとする。

また、高齢者施設や福祉施設と連携した避難訓練や、実災害を想定したライフラインを使わない訓練など、新たな試みやテーマ性を持った訓練を行う。

## 2 実施対象地域

市内全域

【津波避難訓練対象地域：31 自主防災会】

焼津地区

- ・焼津第1, 2, 3, 4, 5, 6 自主防災会
- ・小川第11, 12, 13 自主防災会
- ・東益津第15, 16, 17 自主防災会
- ・港第14, 23 自主防災会
- ・和田第21, 22 自主防災会

大井川地区

- ・飯淵第2, 3 自主防災会
- ・利右衛門第1, 2, 3 自主防災会
- ・吉永第1, 2 自主防災会
- ・高新田第1, 2, 3, 4 自主防災会
- ・藤守第2, 3, 4 自主防災会
- ・下小杉自主防災会

## 3 日時

令和6年3月3日（日）9時00分から11時30分

※ 訓練開始前（8時30分）に同報無線による事前広報放送を行う。

※ 訓練開始時（9時00分）に同報無線による地震発生合図の放送を行う。

※ 訓練終了時（11時30分）に同報無線による訓練終了の放送を行う。

## 4 想定

大規模な地震が発生し、市内全域で震度6強以上を観測した。

太平洋沿岸部に大津波警報が発表された後に、焼津市で1mの津波を観測し、地震の影響による小規模ながけ崩れなども発生した。また、ライフライン（電気・ガス・水道・電話）が寸断した。

## 5 訓練内容

《市民》

- ① 同報無線による地震発生の合図を受け、自身の身の安全を確保する。（シェイクアウト訓練）
- ② 安全を確保後、非常持出品及び「わが家の安否確認カード」を持って、指定（緊急）避難場所へ避難。（沿岸部においては、津波避難行動を取る）併せて、実災害を想定し、自宅から指定（緊急）避難場所までの避難に要する時間を計測する。  
★県防災アプリの「避難トレーニング」機能の活用を推奨
- ③ 安否確認場所へ移動する。
- ④ カード提出後、各自主防災会の訓練に参加する。

《自主防災会》（前述に加えて、以下の訓練を実施する）

- ⑤ 安否確認場所にて、自主防災会役員は安否確認者数を確認、集計し、自主防災会本部へ報告する。（安否確認訓練）
- ⑥ 自主防災会本部は、安否確認者数全体を集計し、自主防協力班員とともに、焼津市災害対策本部へ報告する。（情報伝達訓練）
- ⑦ 1年間の振り返りとして、地域の課題に取り組み確認する訓練を実施する。  
（地域防災訓練で実施を予定していた訓練もしくは、1年間のチェック・振り返りとなる訓練、高齢者施設や福祉施設と連携した避難訓練、実災害を想定したライフラインを使わない訓練など）

※複数の自主防災会が共同で避難所を開設する地区は、自主防災会同士で相談・協力して訓練を実施してください。

※令和6年度の新防災役員が決まっている場合は、引き継ぎも兼ねて訓練に参加していただくことを推奨します。

## 6 訓練の中止決定及び連絡

（1）異常気象等に対しては、市民の安全確保を最優先として適切な状況判断により対応するが、以下の状況が発生した場合は、原則として中止する。

ア 南海トラフ地震臨時情報※（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された場合

※ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、南海トラフ沿いの大規模地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合、もしくは観測された異常な現象の調査結果を発表する場合に発表される臨時情報

イ 市内で震度4以上の地震が発生した場合及び県内で震度5弱以上の地震が発生した場合

ウ 東南海、南海地域に被害をもたらす大規模な地震が発生した場合

エ 津波注意報及び気象警報（大雨、洪水、暴風、高潮）が発表された場合

オ 市民の健康及び財産の被害が予想されると判断される場合

カ その他、社会的に中止が必要と判断される場合

（2）中止決定日時

原則、令和6年3月3日（日）午前7時00分までに決定する。

なお、上記（1）ア～カの状況が突発的に生じた場合は、その都度決定する。

（3）中止連絡方法

同報無線「広報やいづ」を活用した方法を基本とする。併せて、同報無線内容を「やいづ防災メール」「焼津市公式LINE」で配信する。

また、各自主防災会代表者に対して自治会ホットラインを通じてメールを配信しますので、連絡網など地域内で周知および、伝達できる体制作りをお願いします。

（4）その他

上記にある訓練の中止決定のア～カ以外でも、各自主防災会において独自で訓練を中止する判断基準を設けていただいても構いません。

（例）

・大雨警報が発表されていなくても、雨が降っていれば中止とする など

※自主防災会独自の判断で中止する場合は、地域防災課（623-2554）まで、ご一報ください。

問合せ先：焼津市 防災部 地域防災課 防災対策担当

TEL：623-2554 / FAX：625-0132

mail：tiikibousai@city.yaizu.lg.jp